

# 学校法人梅村学園 防犯カメラ運用に関するガイドライン

## （設置の目的）

学園内の事件・事故・犯罪等の防止を目的とする。

## （設置の表示）

防犯カメラが作動中であることを、設置しているキャンパス等の出入口（敷地境界）付近に掲示する。

## （管理者）

防犯カメラとその画像の管理責任者は総務部長とし、稼働管理は総務部が行う。

## （設置場所）

管理責任者が目的の遂行に必要と判断した場所へ設置する。

## （画像の管理）

画像の不必要な複製又は加工を禁止すると共に、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施する。また、画像の保存期間は6か月以内とし、原則として保存期間を経過した画像は消去を行う。

## （画像の利用）

設置目的以外への画像の利用や、管理者以外への閲覧・提供を禁止する。ただし、以下の場合は認める。

- ・法令に基づく請求の場合
- ・公共の利益のための必要性がある場合
- ・管理責任者が、適切であると判断した場合

## （守秘義務）

管理責任者及び管理責任者の命を受けた者は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

以上